

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、次の視点に考慮しながら「教育・保育提供区域」を独自に設定していくことが必要となります。

〈教育・保育提供区域設定のポイント〉

①地理的条件や交通事情、現在の教育・保育(幼稚園・認定こども園)の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

②子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」、「確保の方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。

③「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本です。

④ただし、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能とされています。

⑤教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請が事業者からあった場合には、事業者が所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数に達している、又は認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可しなければなりません。

2 教育・保育提供区域の設定

1 羽幌町における教育・保育提供区域

羽幌町全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	教育・保育の区域設定については1区域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（2歳）		
3号認定（1歳）		
3号認定（0歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から羽幌町全域とします。

事業	提供区域	考え方
利用者支援事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内を1区域とします。
地域子育て支援拠点事業		
妊婦健康診査事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
子育て援助活動支援事業		
一時預かり事業		
時間外保育事業（延長保育）		
病児・病後児保育事業		
放課後児童健全育成事業		
子育て世帯訪問支援事業		
児童育成支援拠点事業		
親子関係形成支援事業		
妊婦等包括相談支援事業		
乳児等通園支援事業		
産後ケア事業		
実費徴収に係る補足給付事業		
多様な主体の参入促進事業		